

## 身延町オープンデータサイト利用規約

令和2年6月9日  
身延町企画政策課

身延町オープンデータサイト利用規約（以下「本規約」という。）は、身延町オープンデータサイト（<http://www.town.minobu.lg.jp/opendata/>以下のディレクトリにおいて展開されるウェブサイト。以下「本サイト」という。）において身延町（以下「町」という。）が保有するデータの利用に関する規約です。

本サイトで公開しているオープンデータは、どなたでも以下の規約に従って、商用利用を含め自由に利用できます。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、これらについては本規約の適用はなく、自由に利用できます。

本サイトのオープンデータ利用をもって、本規約に同意したものとみなします。本規約の内容は、必要に応じ予告なしに変更することがありますので、オープンデータの利用に際しては、本サイトで最新の内容を確認してください。

### 1 出典の記載について

(1) オープンデータを加工せず利用する際は、以下の記載例を参考に、出典を記載してください。

(出典記載例)  
出典：身延町ホームページ（当該ページの URL）  
出典：「〇〇調査」（身延町）（当該ページの URL）（〇年〇月〇日に利用） など

(2) オープンデータを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも町が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(記載例)  
「〇〇調査」（身延町）（当該ページの URL）を加工して作成  
「〇〇調査」（身延町）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成 など

### 2 知的財産権等の取扱

(1) オープンデータの中には、町以外の第三者（以下「第三者」という。）が著作権やその他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している場合や、その他の権利（例：肖像権、パブリシティ権等）を有しているオープンデータについては、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、オープンデータを利用する者（以下「利用者」という。）の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

(2) オープンデータのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

### 3 本規約が適用されないオープンデータについて

シンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン等、組織や特定の事業を表すものについては、本規約の適用外です。利用にあたっては、当該組織や事業の責任者に利用条件を確認してください。

### 4 他のサイトの利用規約との関係

オープンデータが、町の他のサイトにおいても公開されている場合において、そのサイトの利用規約と本規約が異なる場合は、本規約が優先するものとします。

### 5 禁止している利用について

該当オープンデータに関し、以下のように利用することは禁止します。

- (1) 法令、条例又は公序良俗に反する利用
- (2) 国家・国民の安全に脅威を与える利用

### 6 免責について

- (1) 町は、オープンデータに関して、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性や第三者の権利の非侵害などのいかなる保証も行いません。
- (2) 町は、利用者がオープンデータを用いて行う一切の行為（オープンデータを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について一切の責任を負いません。
- (3) 利用者の本規約違反や利用者による第三者の権利侵害に起因し、または関連して発生した損害は、利用者の責任と費用負担で解決するものとし、町は一切の責任を負いません。
- (4) オープンデータは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

### 7 準拠法等

#### (1) 準拠法

本規約は、日本国法に従って解釈され、または適用されるものとします。

本規約によるオープンデータの利用及び本規約に関する紛争については、日本国甲府地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

#### (2) 使用言語

利用者による利用上のお問い合わせ等は、日本語で行うこととします。

#### (3) 町への弁償

利用者の本規約違反または利用者による第三者の権利侵害に起因または関連して生じた苦情や請求への対応に関連して町に費用が発生（賠償金の支払いを含む。）した場合には、利用者は当該費用を弁償するものとします。

#### (4) 利用規約違反者への対応

本規約に違反するような行為等を発見された場合は、身延町企画政策課までご連絡ください。

(koho@town.minobu.lg.jp)

### 8 その他

- (1) 本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- (2) 本規約は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（CC BY 4.0）（以下「CCライセンス」という。）と互換性が有り、本規約が適用されるオープンデータは CC ライセンスに従うことでも利用できます。